

山鹿市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月10日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第1号

山鹿市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成17年山鹿市規則第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア、カ及びコ中「ス」を「セ」に改め、同号中ソをタとし、セをソとし、同号ス中「第51条第4項及び第5項」を「第51条第5項及び第6項」に、「シ」を「ス」に改め、同号中スをセとし、同号シ中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同号中シをスとし、サの次に次のように加える。

シ 法第51条第3項の規定による違反転用者等に係る公表に関する事務（サに掲げる事務に係るものに限る。）

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。